

## ◆住民監査請求の手引き◆

大津市監査委員事務局

この手引きは、地方自治法第 242 条に規定されている住民監査請求の制度について、市民の方の請求とこれに基づく監査が正確で迅速に行えるよう大津市監査委員事務局が作成したものです。

### 住民監査請求について

住民監査請求は、住民全体の利益を確保するため、市長などの執行機関や職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「違法又は不当な財務会計上の行為」といいます。）があると認めるとき又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」といいます。）があると認めるときは、これらを証する書類を添えて、直接住民がその是正や防止、損害の補填を求め、監査委員に監査を請求する制度です。

### 1 住民監査請求の要件

#### (1) 監査の請求権者

大津市の住民であれば、一人でも監査請求をすることができます。なお、大津市内に住所を有する法人等も監査請求をすることができます。

#### (2) 監査の請求対象者

違法又は不当な財務会計上の行為を行った、又は怠る事実があると請求人が認める者が対象であり、監査請求の対象者となるのは、次のとおりです。

ア 市長

イ 委員会

ウ 委員

エ 市職員

監査請求は、上記の者が行った違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象とするものです。

そのため、対象者が特定されていないと監査請求の要件は満たされず、不適法なものとして却下されることになります。

(3) 監査請求の対象となる行為及び怠る事実

違法又は不当な

- ア 公金（市の管理する現金等）の支出
- イ 財産（土地、建物、物品等）の取得、管理、処分
- ウ 契約（工事請負、委託、購入等）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入れ、保証等）

なお、上記については、その行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含みます。

違法又は不当に

- オ 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合等）
- カ 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合等）

(4) 監査請求の対象となる行為又は怠る事実の特定、具体性

請求人は、上記(3)中の対象となる行為又は怠る事実が特定できるように具体的に示すことが必要です。

(5) 違法性・不当性

請求人は、違法又は不当であると主張することについて、それがなぜ違法又は不当であるかを明確に示す必要があります。

(6) 損害の発生

監査請求は、市に損害が発生しているか、又は相当の確実さをもって損害の発生のおそれがある場合に限り行なうことができるものであり、市に損害が発生していない、又は損害の発生のおそれがない場合は行うことができません。

(7) 監査請求で求める措置

- ア 違法又は不当な財務会計上の行為を防止又は是正するために必要な措置
- イ 怠る事実を改めるために必要な措置
- ウ 違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、市が被った損害を補てんするために必要な措置

(8) 請求の期限

違法又は不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求を行うことはできません。

ただし、正当な理由があるときは、その日から1年を経過していても請求をすることができます。その際、請求人は1年以内に請求をすることができなかつた理由を明らかにする必要があります。

なお、怠る事実を対象として請求するときは、期間の制限はありません。

(9) 事実証明書の添付

監査請求をするときは、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証明するための証拠書類を添付する必要があります。

## 2 住民監査請求の手続

(1) 職員措置請求書

ア 請求書の様式については、別記様式（次ページ参照）のとおりです。

イ 提出する請求書の請求人の氏名は、必ず自署してください。

(2) 事実証明書

ア 特別な様式はありませんが、請求書と一緒に書面で提出してください。

イ 情報公開で入手した文書、新聞記事の写し、決算書など、請求の要旨を裏付けるものであると客観的に認められるものがが必要です。

ウ 主張される事実の全部について必要です。

(3) 受付

ア 住民監査請求をするときは、職員措置請求書と事実証明書を大津市監査委員事務局に提出してください。

イ 請求書は、郵送による提出も可能ですが、事務局では、職員措置請求書と事実証明書の受付を行う際に形式要件に明らかに誤りがある場合等は、補正を求める場合がありますので、できる限り持参してください。

ウ 請求に関する連絡を行う必要があるため、郵送の場合を含めて、平日の日中に連絡が取れる電話番号を、お知らせください。

## 3 場 所

大津市監査委員事務局（大津市役所新館 6 階）

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号 TEL 077-528-2685

大津市職員措置請求書

大津市長（又は委員会、委員、市職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- ・誰が（請求の対象者）、いつ、どのような違法又は不当な財務会計上の行為を行っているか、又は怠る事実があるか。
- ・その違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実は、どのような理由で違法又は不当なのか。
- ・その結果、市にどのような損害が生じているのか。
- ・したがって、どのような措置を求めるのか。
- ・請求が違法又は不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過している場合は、経過した正当な理由について、具体的に記載してください。

2 請求者

住 所

氏 名 （自署してください）

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

大津市監査委員あて